

豊浦中学校いじめ防止基本方針（令和6年4月1日改訂）

新発田市立豊浦中学校

1 定義

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
※この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(2) いじめの類似行為の定義（県条例第2条2項）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。
※いじめの類似行為は防止等の対策と認知及びその対応について、いじめと同様に取り扱う。

2 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

【いじめの防止】

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、同和教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・集団の一員として自覚や自信を育みながら自己有用感を高めるとともに、いじめを許さない意識の醸成を図る。

【いじめの早期発見】

- ・全職員が日頃から生徒の観察や信頼関係の構築に努めるとともに、いじめを訴えやすい体制を整える。
- ・教職員がいじめに関する情報を抱え込まず報告し、対策組織で情報共有・対応を図る。

【いじめへの対応】

- ・組織による着実な初期対応と、心に寄り添う指導支援を行う。
- ・被害生徒の話をよく聞き、客観的に確認し、「毅然・迅速・丁寧」に対応する。
- ・家庭との連携を図り、被害生徒と保護者の思いを反映させた対応をする。
- ・状況により、外部専門家や警察等の関係諸機関と連携して対応する。

3 いじめの防止のための対策の基本となる事項

(1) いじめ・不登校対策委員会：いじめ・不登校対策に向けた中核となる常設の組織

構成員：校長 教頭 生徒指導主事 各学年主任 特別支援教育コーディネーター 養護教諭
*必要に応じて被害・加害生徒の学級担任及び学年部職員

(2) 生徒指導部会：日常的に生徒指導上の課題に関して対応する組織

構成員：校長 教頭 生徒指導主事 各学年主任 特別支援教育コーディネーター 養護教諭

(3) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家

新発田市教育委員会（学校教育課課長補佐、SSW） 新発田児童相談所 豊浦小学校
スクールカウンセラー 新発田警察署（生活安全課） 豊浦地区青少年育成協議会
新発田市役所（こども課、社会福祉課） 学校評議員 豊浦地区民生・児童委員 保護司

(4) 組織の役割

- ・学校基本方針の取組の実施
- ・「いじめを許さない学校づくり」のための具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関する情報の収集と記録、職員への周知。
- ・いじめの疑いに関する情報があった時に会議を実施し、対応方針の迅速な決定。
- ・外部機関へのいじめの相談、通報の窓口。

4 基本方針『いじめの防止』に向けた取組

(1) いじめを許さない意識の育成

- ・「道徳教育」「人権教育、同和教育」を充実させ、お互いの人格を尊重し合える態度を育てる。
- ・ネットトラブルに関する授業を実施する。また、情報モラル教育を計画的に行う。
- ・生徒会主催による「全校いじめ見逃しゼロスクール集会」を実施する。
- ・保護者・地域と連携した挨拶運動や親子作業、地域ボランティア活動等を実施する。

(2) 学力の向上

- ・「分かる授業」「認め合う集団育成」を通して、いじめを生まない学校風土をつくる。
- ・基礎学力の向上のために、各学年部で家庭学習に取り組むよう、促す。
- ・授業規律を図るため、「豊浦地区小中学校 授業の約束」を徹底させる。

(3) 自己有用感（自分は他人や社会の役に立っているという意識）の育成

- ・全校集会や学年集会、たより等で積極的に賞賛する場面や機会を設ける。
- ・スクールネットワークによる異学年交流を実施し、全校の一体感を形成する。
- ・学校行事や特別活動で、生徒が主体的に活躍できる場を設定する。

(4) 社会性の育成

- ・集団生活に適応できない生徒への継続的な指導、支援を組織体制で丁寧に行う。
- ・CAP、SST、SGE、レクリエーション等を通して、コミュニケーション能力を育てる。
- ・生徒、職員、保護者、地域(民生・児童委員)が一体となった朝の挨拶運動を実施する。
- ・総合的な学習の時間において、「社会体験活動」を計画的に行う。
- ・部活動を通し、目標に向かって努力することや良好な人間関係を構築できるように支援する。

5 基本方針『いじめの早期発見』に向けた取組

(1) 生徒指導体制

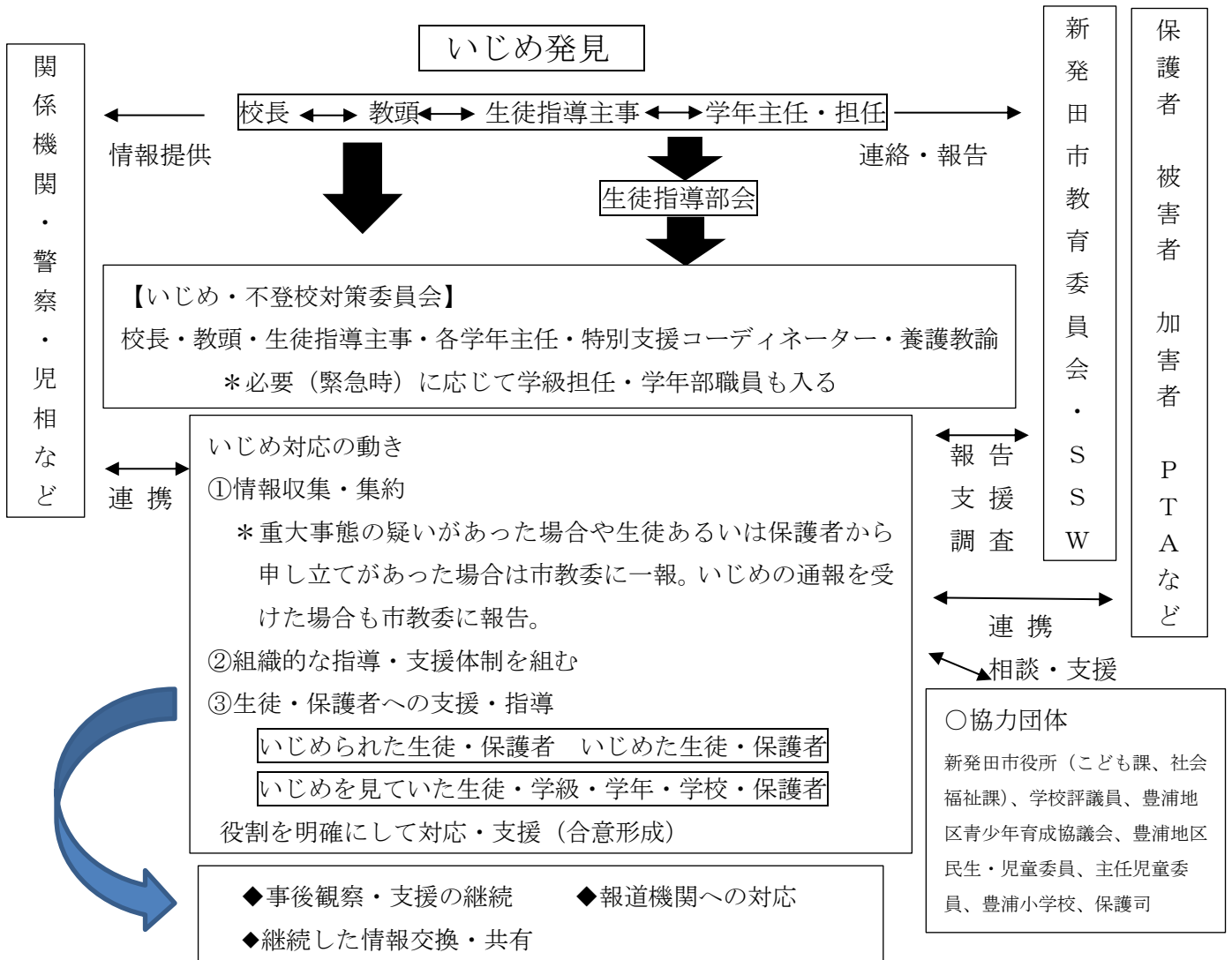
- ・週に1回の生徒指導部会で情報交換を行う。
- ・毎月生活アンケートを実施し、不安や悩みの把握やチャンス相談を通じた早期対応に努める。
- ・毎月いじめ・不登校対策委員会を開催し、情報の共有や組織対応の充実を図る。
- ・休み時間の生徒観察を授業前後の教員で行う。
- ・「生活ノート」を活用し、生徒との交流やレポートづくり、相談などができるよう配慮する。
- ・養護教諭が欠席生徒調査の一覧表を校長、教頭、生徒指導主事に毎日回覧する。

(2) 教育相談体制

- ・生活アンケートを基にし、学期に1回の教育相談を行う。担任に限らず、話しやすい他の職員による教育相談も実施できる環境を整える。
- ・Q-U検査(5、11月)を活用し、学級経営の改善を図る。
- ・月2回程度来校するスクールカウンセラーと、悩みを抱えた生徒との相談機会を設定する。
- ・困っていることや不安なことがあれば、一人で抱え込まず、信頼できる人に話すことを継続して伝える。
- ・悩みを抱えた生徒や不登校生徒の対応を、適宜SSWと相談しながら取り組む。
- ・1、2学期末に保護者面談を実施する。

6 基本方針『いじめへの対応』の取組

- (1) いじめの事実確認 (担任、学年主任、生徒指導主任、級外職員等)。
- (2) 被害生徒又はその保護者に対する支援 (担任、学年主任、生徒指導主事、教頭、校長等)。
- (3) 加害児童に対する指導又はその保護者に対する助言 (担任、学年主任、生徒指導主事、教頭、校長等)。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われる場合の関係機関との連携 (市教育委員会、警察等)。
- (5) 学校評議員やPTA等を活用した、いじめ問題など学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりの推進。
- (6) いじめ対応の手順



7 重大事案への対処（設置者の指導・助言のもとで対応）

（1）重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条より）

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合（ズボン下ろしを含む）

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と捉えるものとする。

※ その他の場合

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉えるものとする。

（2）設置者への報告

- ・重大事態と思われる事案が発生した場合、直ちに新発田市教育委員会に報告する。

（3）調査組織の設置（第三者の参加）

- ・基本的には、学校が主体となって調査を行う。
- ・報告事案が重大事態であると判断した場合は、新発田市教育委員会の指導の下、公平性・中立性を確保するための第三者の参加を図り、適切な方法により調査を行う。

（4）事実関係明確化のための調査の実施

- ・聴き取りや質問紙調査を実施し、事実を把握する。「事実を明確にする」ために、いじめ行為が「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」「いじめの背景」「生徒の人間関係にどのような問題があるか」「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確にする。
- ・被害生徒を守ることを最優先として調査を行う。また、生徒の状況に応じた継続的なケアに努め、学校生活復帰の支援や学習の支援等を行う。
- ・自殺が起きた場合の調査は、亡くなった生徒の尊厳を保持し、遺族の気持ちに十分配慮して調査を行う。

（5）調査結果の提供及び報告

①被害生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・被害生徒やその保護者に対して事実関係について説明する。この情報提供にあたっては、適時・適切な方法で経過報告する。（いじめ行為が いつ・誰から・どのような様態で・学校がどのように対応したか）
- ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。
- ・質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、被害生徒及びその保護者に提供する場合

があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

- ・調査を行う際には、調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

②調査結果の報告

- ・調査結果については、市教育委員会を通して、市長に文書で報告する。
- ・被害生徒またはその保護者が希望する場合は、被害生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会を通して市長に送付する。

8 校内研修

- ・被害、加害が心配される生徒の情報交換及びいじめに対する基本方針の確認（4月）。
- ・いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る研修（長期休業中）。
- ・いじめを含めた生徒指導に関する資料の回覧（不定期）。
- ・いじめ防止等の対策のために、情報の共有に努める。特定の教職員や校内の一部の組織が、いじめに関わる情報を抱え込み、報告を行わないことは法第23条の規定に反する。

9 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

- ・生徒がいじめを行った場合には保護者にも責務があることを説明し、家庭で規範意識を高めてもらうことへの理解や協力を得ながら、いじめを見逃さない雰囲気をつくる。
- ・各種便りや懇談会を通じて、家庭で気になる様子がある場合は、遠慮なく学校に相談するよう呼びかける。また、学校便りで、学校評価アンケート・生活アンケートの結果・取組・対応について公表する。
- ・豊浦地区青少年健全育成協議会の活動を通して、地域への啓発を年間継続して行う。
- ・豊浦地区教職員協議会（小中連携事業）の生徒指導部会で、小学校と中学校の課題などの情報交換や共有を行い、未然防止や課題解決のための連携した活動に取り組む。
- ・「豊浦中学校いじめ防止基本方針」を当校のホームページに掲載するとともに、年度の開始時に生徒・保護者・関係機関に説明する。随時確認・修正を図り、最新の内容に改善を進める。

10 いじめ防止に向けた取組の評価

- ・生活アンケートを毎月実施し、担任や他教職員と相談しやすい学校体勢をつくる。
- ・実施したアンケートは記録として5年間保存の後、破棄する。
- ・保護者アンケートを実施（7月、12月）し、次の学期へ検証・修正する。
- ・教職員に対する学校評価アンケートを実施（7月、12月）し、次年度の取組を修正する。
- ・年度末の学校評議員会で評価結果を説明し、意見を受ける。